（移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者）

第三十六条　法附則第三条の三第三項第一号ニ（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者

二　役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、移行期間特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

（移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者）

第三十七条　法附則第三条の三第三項第一号ホ（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則（海外投資家等（同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。）以外の者が権利者（令第十五条の十の四第二号に掲げる者を含む。）となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。）を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

（株券等に含めない有価証券）

第三十八条　令附則第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一　令附則第六項に規定する議決権を行使することができない株式であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券

二　新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち、前号の株式のみを取得する権利を付与されているもの

三　令附則第六項第二号に掲げる有価証券で、受託有価証券が前二号に掲げる有価証券であるもの

（外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え）

第三十九条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ(1)に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第二条中「第五章」とあるのは「第五章並びに附則第三十一条、第四十四条、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条及び第五十八条」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］